

多胎児家庭支援事業について

1 事業概要及びこども商品券

- (1) 多胎児を養育する家庭（以下「多胎児家庭」という。）の保護者が抱えている身体的及び精神的な負担の軽減のため、乳幼児を複数連れた移動に要する経費の一部を補助する。
- (2) 対象者
多胎児家庭で多胎出産による子が3歳未満の世帯の保護者
- (3) 事業内容
市の専門職（保健師等）が対象者と面接し、家庭状況の確認及び子育てニーズの把握を行い、対象者に対して育児パッケージの配布を行う。
- (4) 育児パッケージ
こども商品券2万4千円分
- (5) こども商品券
全国約6,000の加盟店にて、おもちゃ、ベビー子供用品及び文具雑貨の購入、レジャー施設、フォトスタジオ、タクシーなどで利用可能なギフト券
また、本市では産後ケア事業の利用料の支払も可能である。